

平成 29 年 11 月 22 日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対する意見について

今般、標記改正案（平成 29 年 10 月 24 日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対する意見

項番	対象文書	項目・論点	コメント	理由等
1	企業内容等の開示に関する内閣府令	非財務情報の開示充実 (「財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に係る記載の統合と対話に資する内容の充実)	有価証券報告書のMD&Aにおいて、非財務情報の開示を求めることについて、その是非を再検討いただきたい。	現在でもIASBをはじめ各会計基準設定主体において非財務情報の議論が継続中という認識であり、わが国において非財務情報を有価証券報告書での法定開示とすることがよいか、慎重な検討をお願いしたい。 これらの項目は、企業側の裁量にもとづいた自由な開示が求められるものであり、法定開示よりも任意開示とすることが適していると考ええる。 企業側は統合報告書や、IR資料(投資家説明会資料等)、ホームページ等において様々な開示を行っており、そちらで代替することで十分と考える。
2	企業内容等の開示に関する内閣府令	同上	仮に有価証券報告書のMD&Aにおいて、非財務情報を法定開示とする場合には、作成者および利用者の混乱を招かないよう、「客観的な指標等」の定義・運用について、今後十分な議論をしていただきたい。	客観的な指標には、純粋な会計数値としての当期純利益、経常利益等や、会計数値の調整計数であるEBIT、EBITDA等のほかにも、業界において一般的に用いられる数値情報が含まれると考えられる。例えば銀行界では、自己資本比率やRORA (Return on Risk-weighted Assets) 等の数値を財務目標として掲げており、利用者(投資家)との対話の際には、こうした数値が重要な経営指標としての役割を果たしていると言える。 一方、「客観的な指標等」の定義如何では、企業が独自に設定した指標等が利用されることも考えられ、当該指標等の位置付けについて、作成者・利用者双方をかえって混乱させるおそれもある。諸外国の動向に先んじてわが国において制度化(法定開示)を進めるのであれば、「客観的な指標等」の定義については、確りとした整理が必要と考える。
3	企業内容等の開示に関する内閣府令	開示内容の共通化・合理化	開示内容の共通化・合理化をさらに進めるべきであると思料する。 特に、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告では、事業報告・計算書類と有価証券報告書について、「記載内容の更なる共通化や一体化を目指し、継続的な取組みを行っていくことが望まれる」としている。また、本年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」では、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示に向けた取組みとして、「異なる制度間で類似・関連する記載内容の共通化が可能な項目について、必要な制度的な手当て」等について検討するとされていることから、今後もさらなる開示内容の共通化・合理化の検討を進めていただきたい。	例えば、以下の項目について共通化・合理化を図ることが考えられる。なお、以下の事例における事業報告の項目は、銀行法施行規則の別紙様式を参照している。 ①事業報告の「重要な子会社等の状況」における会社名、所在地、主要業務内容、設立年月日、資本金、当行が有する子会社等の議決権比率の記載と、有価証券報告書の「関係会社の状況」における会社の名称、住所(市町村レベル)、資本金または出資金、主要な事業の内容(セグメント情報に記載された名称)、議決権所有割合、関係会社との関係内容の記載。 ②事業報告の「会社役員の状況」における当年度末の会社社役員の氏名、地位および担当(社外役員である旨)、重要な兼職、その他(監査(等)委員、常勤監査(等)委員の選定の有無およびその理由)の記載と、有価証券報告書の「役員の状況」における役員の人数(男女別、女性役員の比率)、役名、職名、氏名、生年月日、略歴、任期、所有株式数、社外役員などの記載。 ③事業報告の「使用人の状況」における、当年度末および前年度末の使用人数(臨時雇用及び嘱託を除いた在籍者数)、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額の記事と、有価証券報告書の「従業員の状況」における連結会社における従業員数(セグメントごとの従業員数、平均臨時従業員数)、単体の従業員数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与(賞与を含む)の記載。

以上